

2022年9月29日

非血縁者間骨髄・末梢血幹細胞採取認定施設  
採取責任医師 各位

公益財団法人 日本骨髄バンク  
ドナー安全委員会

## 採取施設における医療行為に対する同意取得について（通知）

平素より骨髄バンク事業の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。  
この度、標記について骨髄・末梢血幹細胞採取マニュアルを変更することとなりました。つきましては下記ご対応くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 変更の経緯

過日、採取施設に対しバンクドナーの骨髄採取に伴う「同意書」についてアンケートを実施した結果、複数施設より「バンクドナーの最終同意をもって自施設における同意書としている」「取得していない」との回答がありました。そのため、各施設における同意確認の必要性について、弁護士を含めた本委員会メンバーで改めて審議し、以下の見解となりました。

最終同意面談での「骨髄提供に関する同意書」「末梢血幹細胞提供に関する同意書」は、あくまでドナーと日本骨髄バンク間で一般的な採取手順等に関する説明および確認について証するものであり、採取施設における医療行為の同意に置き換えられるものではない。

審議の結果、各施設はそれぞれの医療行為（骨髄採取、自己血輸血、全身麻酔、末梢血幹細胞採取、ドナーリンパ球採取など）に対して別途同意を取得していただく必要があることを確認しました。また、ドナーの同意取得について、骨髄及び末梢血幹細胞採取マニュアルに追加することにいたしました。

#### 2. マニュアル 追加箇所 [HP掲載](#)

骨髄採取マニュアル（P13） 採取担当医師の見地から

（19）骨髄採取術についての同意

採取施設において、ドナーから骨髄採取術についての別途同意を得ること。  
なお、同意書の書式については、各施設のルールに則り作成すること。

末梢血幹細胞採取マニュアル（P9） 2. 末梢血幹細胞ドナー適格性判定について

2.6 採取施設での同意

採取施設において、ドナーから末梢血幹細胞採取についての別途同意を得ること。  
なお、同意書の書式については、各施設のルールに則り作成すること。

以上

【 問い合わせ先 : (公財) 日本骨髄バンク ドナーコーディネート部 TEL 03-5280-2200 】